

# 苫前町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 1 主旨

新型インフルエンザ等は、住民が免疫を獲得していないことから、住民の生命や健康、社会・経済全体にも大きな影響を与えかねません。このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定により、北海道行動計画に基づき、国や北海道と連携のもと、本町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するための計画を作成することとしました。

## 2 対策の基本的な戦略

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護します。
- ②町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

## 3 対策の基本的な考え方

【発生前の段階】

- ・発生前に備えた事前の準備（医療体制の整備等）

【道内発生当初の段階】

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑える（入院措置、外出自粛要請等）

【道内で感染が拡大した段階】

- ・医療の確保、町民生活・地域経済の維持のために最大限努力

## 4 町行動計画の構成

【第1章 総論】

第1節 町の責務、計画の位置づけ、構成等

第2節 新型インフルエンザ等対策における基本方針

【第2章 各段階における対策】

第1節 未発生期

第2節 海外発生期

第3節 国内発生早期

第4節 国内感染期

第5節 小康期

各段階における具体的な対策を主要項目ごとに記載

【主要項目】

- ①実施体制 ②情報収集 ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止 ⑤医療等
- ⑥町民生活・地域経済の安定の確保

## 5 被害想定等

項目	中等度	重度
医療機関等受診患者数	約370人～約710人	
入院患者数	約15人	約55人
死亡者数	約5人	約20人
1日当たりの最大入院患者数 (流行発生から5週間目)	約5人	約10人

## 発生段階ごとの対策の概要

主要6項目	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
1 実施体制	国、道等と一体となった取組を行う				【緊急事態宣言がなされた場合】 町対策本部の設置	町対策本部を廃止
2 情報収集	流行の発生時期や規模等の情報を収集 収集した情報を医療体制の確保に活用		集団風邪の発生報告を徹底するよう、学校関係者等に協力要請			
3 情報提供・共有	情報提供手段の確保 町民等への情報提供及び共有		相談窓口等を設置		相談窓口等の体制を充実・強化	相談窓口の縮小
4 予防・まん延防止	基本的な感染対策の普及・啓蒙 特定接種・住民接種の実施		住民接種の準備 特定接種の実施	住民接種の実施		
5 医療等	医療体制の維持・確保 医療機関等への迅速な情報提供		医療機関等への情報提供		在宅療養者の支援	通常の医療体制に変更
6 町民生活・地域経済の安定の確保	要援護者の生活支援 火葬等の体制の確保	火葬の能力等を把握 必要な医薬品等を備蓄		一時的に遺体を安置できる施設等の確保		要援護者への支援 水の安定供給等